2018 年度　春学期末試験問題用紙

科目名	担当者	問題枚数
日本国憲法	佐藤　敬二	４頁

試験時間	本紙回収	この試験に持込可能とするもの	試験実施日
60　　分	不要	なし	2018 年 8 月 3 日

学科	学年	学籍番号	氏　　名	処理欄（採点等）

以下の①から⑭の新聞記事から二つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

１．記事において問題となっている法的論点

２．その論点の前提となる法内容の説明

３．その論点に関する諸説

４．その論点に関する自らの見解

注意：1.選択した記事番号を明記すること。二題の解答がないと回答とは認めない。二題の解答の順序は問わない。

2.一題を解答用紙の表面に他の一題を裏面に書く目安で記述すること。関係ない事項を記入した答案は無効と扱う。

書く量は、各面ともに表面の８割(48 行)を目安とすること(つまり、裏面も 48 行を目安に記述すること)

3.採点基準（各問５０点満点、合計１００点満点で採点する）

a)設問の１．から４．の項目毎に、基本的には○△Ｘの三段階評価を行う。

b)必要なことが述べられていれば○で１０点、不十分ならば△で５点、関係することが述べられていないとＸで０点。

c)さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に 10 点の範囲で追加点をつける。

①丸刈り校則　　毎日新聞 2001 年 11 月 21 日付より作成

男子生徒の丸刈りを校則で定めている福岡県玄海町立玄海中の生徒会が「頭髪自由化を実現させるためにも自ら規律を守る姿勢を示そう」と、自転車通学でのヘルメット着用を呼び掛ける運動に取り組んでいる。長髪が一般化する中、生徒たちの思いは届くのかーー。生徒会は今年３月のＰＴＡとの話し合いで、かねてから生徒の要望の強かった頭髪の自由化を訴えた。同時にヘルメット着用を呼びかける運動に取り組む約束をした。自由化しても「規律は守る」との姿勢を示すためだ。

②外国籍教員の管理職就任　　毎日新聞 2018 年 05 月 13 日付より作成

各地で外国籍の教員が教壇に立つが、その多くは「教諭」ではなく「期限のない常勤講師」としての採用で、校長や教頭はおろか主任にすらなれないのが実態だ。日本で生まれ育った方さんは、永住権を持つ韓国籍の在日２世。兵庫県立尼崎工業高校から、東京都内の大学に進学。卒業後は地元で電気関係の仕事をしていたが、朝鮮語を教える教員を探していた湊川高校の教員に誘われ、８５年に臨時講師になった。９２年、方さんは兵庫県の「第１号」の外国籍教員として採用。朝鮮語だけでなく現代社会などの授業も持ち、職場の信頼も厚く、２００６年に生徒指導の主任を務めた。しかし、県教委からの指導で、翌年から主任をやめるよう告げられ、１日２００円の手当も打ち切られた。方さんは常勤講師のため主任になれないという理由だ。教諭同様に授業を行い、職員会議や部活動指導にも参加しながら、以降も「講師」の肩書がつきまとう。なぜ教諭ではなく、管理職になれない常勤講師なのか。これについて、文部科学省は「『公務員に関する当然の法理（法の明文の規定が存在するわけではないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とするものと解すべきである)』が適用される」と説明。

③君が代起立斉唱義務付け条例　　毎日新聞 2011 年 05 月 31 日付より作成

教員に対する君が代の起立斉唱命令を「合憲」とした３０日の最高裁判決。大阪府ではこれを追い風に、起立斉唱を義務付ける条例案が来月３日にも可決・成立する。府立高校で歴史を教える５０代の男性教諭は君が代斉唱の際、一度も立ったことがない。国旗・国歌法成立前、赴任先の式典では斉唱自体なかった。日の丸や君が代が戦争に使われた歴史からすれば、強制には強い抵抗感がある。京都市立中学校の社会科教諭は、「権力に迎合した判断で違憲だと思う。教師の内心の自由について今後も議論を続けるべきだ」と語る。

④「日本会議の研究」出版差止事件　　毎日新聞 2017 年 01 月 07 日付より作成

ベストセラー「日本会議の研究」で名誉を毀損されたとして、日本会議の源流とされる宗教法人の元幹部の７０代の男性が出版元の扶桑社に販売差し止めを求めた仮処分で、東京地裁は６日、名誉権の侵害を認めて販売を禁止する決定を出した。関述之裁判長は「販売を継続することで男性は回復困難な損害を被る。問題の部分を削除しない限り販売してはならない」とした。

⑤愛知県指導要録所見欄非開示事件　　毎日新聞 2006 年 03 月 07 日付より作成

在学中の指導要録のうち、勉学態度や性格などの評価を記した「所見」部分などを県教育委員会が非開示にしたことに対し、開示請求した県民から出された異議申し立てについて、県個人情報保護審議会は６日、非開示とした判断は妥当と、県教委に答申した。請求人は９６年春の卒業で、１０年近くたったため開示しても支障は出ないと主張した。県教委は、これら評価部分について「マイナス面も記入されているので、開示されると、生徒（請求人）に教育上好ましくない影響や、生徒・保護者の反発を招くこともあり、生徒・保護者と学校・教師との信頼関係を損なう恐れがある」などとして、一般的には非開示としている。

⑥夫婦同姓強制事件　　毎日新聞 2018 年 04 月 16 日付より作成

夫婦別姓を選べる法制度がないのは憲法に違反しているとして、東証１部上場のソフトウエア開発会社「サイボウズ」の社長ら男女４人が国に計２２０万円の賠償を求めた訴訟の第１回口頭弁論が１６日、東京地裁（中吉徹郎裁判長）であり、国側は争う姿勢を示した。この日の弁論では、仕事で使う姓と戸籍姓が違うことで取引や国外出張で手間がかかっているとして「迅速な企業経営が求められる現代社会で、また働き方改革が時流となっている昨今において、無駄な活動が日々発生している」などと意見陳述。弁論後の記者会見では「同姓・別姓を自分で選べることが多様な個性を尊重するために重要だ」と訴えた。他の原告は旧姓を使い続けるために事実婚を選んだ男女と、結婚で姓を変えた女性。いずれも精神的慰謝料として５５万円の賠償を求めている。

⑦湯布院メガソーラー開発差止事件　　毎日新聞 2016 年 11 月 12 日付より作成

由布市湯布院町塚原のメガソーラー建設計画を巡り、地元住民ら３１人が「景観が悪化する」などとして東京の業者に開発差し止めを求めた訴訟で、大分地裁は１１日、「業者は自然環境に配慮した開発を行っており、原告らの景観利益や営業権を違法に侵害するとはいえない」などとする判決を言い渡し、原告の請求を棄却した。判決によると、業者側は２０１３年３月に約２０万平方メートルの草原の売買契約を由布市と締結し、建設計画を進めている。原告団の代表は「判決は景観利益は保護に値するとした最高裁の見解を覆しており、公正とはいえない」と話しており、控訴する考え。

⑧授業料返還請求事件　　毎日新聞 2010 年 03 月 30 日付より作成

愛知県豊明市の藤田保健衛生大医学部に合格後、入学を辞退した元受験生が大学を経営する学校法人藤田学園に入学金や授業料などの返還を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第３小法廷は３０日、授業料など７００万円余の返還を命じた２審・大阪高裁判決を破棄し、請求を棄却した。元受験生の逆転敗訴が確定した。０６年１１月の最高裁判決は、合格者が３月末までに入学を辞退した場合に大学側は原則として授業料の返還義務を負い、４月以降の辞退には負わないとした。元受験生は推薦入試で合格、０６年４月５日に入学辞退しており、授業料返還を受けられる「特段の事情」があるかが争点だった。２審は、大学側が募集要項で「補欠合格者は４月７日までに通知がない場合、不合格」と記していることなどを挙げ、「４月７日までは最終的な合否判定を留保し、推薦入試合格者の辞退を織り込み済みで、大学側に損害は生じない」と入学金を除く返還を命じた。これに対し小法廷は「募集要項は推薦入試合格者について最終的な入学意思の確認を留保するものではない」と覆した。

⑨うろつき行為規制条例　　毎日新聞 2018 年 04 月 06 日付より作成

悪意を持って相手の自宅周辺などを「みだりにうろつくこと」（うろつき行為）を規制する動きが各地で進んでいる。東京都でも先月２９日の都議会で改正条例が可決、成立し、７月１日に施行されることになった。ストーカー規制法は１６年に改正され、従来の「つきまとい行為」に加え、「うろつき行為」も規制されることになった。ただ恋愛感情に基づくことが前提で、知人間のトラブルなどは対象とならない。警視庁の幹部は「電車内でのトラブルから自宅周辺をうろつかれたりする事例もある。放置すれば重大事件に発展する恐れがあり、規制が必要」と説明する。違反者には１年以下（常習者は２年以下）の懲役または１００万円以下の罰金が科されるようになる。一部の弁護士団体や市民グループからは今回の改正に反対する声が上がっている。デモや会社を批判する労働運動、取材行為などが規制対象になるのではとの懸念からだ。

⑩学習指導要領改訂　　毎日新聞 2007 年 04 月 19 日付より作成

都教育委員会は１８日、改訂作業が進められている学習指導要領について、学校の実態に見合う検討をするよう求める申し入れ書を文部科学省に提出した。学校側の自由度を高め、裁量を拡大することを求めている。都内では昨年秋から、都立高１校、私立高１４校で履修漏れが発覚。さらに都立高では「理科総合」や「総合的な学習の時間」で未履修を疑われるケースが相次いだ。高校の指導要領を巡っては、教科によって複数の科目を指定して必修科目を決める仕組みで、未履修を生む温床にもなっていた。このため、都教委は必要性が高いと考えられる「地理歴史」の「日本史」、「保健体育」の「体育」と「保健」を除き、各教科で必修科目を１科目に絞り、科目を指定せずに各校が選べるように要求した。

⑪高プロ成立　　毎日新聞 2018 年 06 月 30 日付より作成

働き方改革関連法が２９日、成立した。残業時間の上限規制など企業にとっては規制が強化されるが、高収入の一部専門職を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度」（高プロ）を導入する規制緩和策も盛り込まれた。「会社は絶対に高プロを適用してくると思います」。東京都内の外資系ＩＴ企業で働くシステムエンジニアの男性は言う。「年収要件が引き下げられ、対象が拡大したら体を壊す人が増えるでしょう。責任感のある誠実な人間ほど、無理をしてしまうんです」顧客は金融業界や流通業界。常に複数の仕事を抱え、深夜労働が常態化している。新規プロジェクトの開発やシステムの入れ替え時には徹夜になる。裁量労働制を適用され、何時間働いても「みなし労働時間」分の給与しか支払われない。効率的に仕事を進めれば、次の仕事が回ってくる。「裁量はありません」と言い切る。職場では午後１０時に「蛍の光」が流れる。賃金の深夜割り増しの合図だ。働き方改革の一環で始まった。だが、誰も席を立たない。割増賃金の受け取りは上司への事前申請が必要だが、「理由を問い詰められるのが苦痛で、出してません」と話す。

⑫奨学金の収入認定事件　　毎日新聞 2015 年 05 月 02 日付より作成

高校に通うための奨学金を福島市福祉事務所に収入と認定され、生活保護費を減額されたのは不当だとして、同市の３０代の母と県立高２年の長女が４月３０日、市に認定取り消しと、認定で被った精神的損害に対する賠償計１００万円を求め、福島地裁に提訴した。「奨学金を最低生活の維持に使うことを強制し、自立更生を目的とした奨学金の趣旨に反する」と訴えている。訴状や弁護士によると、親子は母子家庭で、母はうつ病で就労できず生活保護を受給している。長女は中学時代に家計を心配して市と民間団体の返済義務のない奨学金制度に応募。高校１年生だった昨年４～１２月に計１４万円を受給したが、市福祉事務所は「全額収入認定になる」として生活保護費を１４万円減額した。

⑬安保法制違憲宮崎訴訟　　毎日新聞 2017 年 07 月 13 日付より作成

集団的自衛権の行使を容認する安全保障関連法は憲法違反で、平和的生存権を侵害されて精神的な苦痛を受けたとして県内の住民２２５人が国に１人１０万円の損害賠償を求めた訴訟の第１回口頭弁論が１２日、宮崎地裁であった。国側は答弁書で「原告らが主張する平和的生存権などの権利は抽象的で、国賠法で救済されるものではない」と請求棄却を求めた。この日、口頭弁論に先立ち、原告約８０人が「安保法制は憲法違反」と書かれたプラカードや横断幕を持って地裁前まで行進。法廷では原告団代表の弁護士が「集団的自衛権が容認された法は憲法９条に違反していることは明らか。憲法の平和への誓いが奪われてはいけない」と述べた。

⑭安倍首相靖国神社参拝事件　　毎日新聞 2016 年 01 月 28 日付より作成

安倍晋三首相が２０１３年１２月に靖国神社を参拝したことを巡り、戦没者の遺族ら７６５人が憲法の定める政教分離の原則に反し、近隣諸国との関係悪化で平和に暮らす権利（平和的生存権）を侵害されたなどとして、安倍首相や国、靖国神社に損害賠償などを求めた訴訟の判決が２８日、大阪地裁であった。佐藤哲治裁判長は請求を退け、憲法に違反するかどうかや、参拝は公的か私的かの判断を示さなかった。原告側は控訴する方針。歴代首相の靖国参拝訴訟では、最高裁が０６年６月、小泉元首相の参拝に対する上告審判決で、憲法に違反するかどうかの判断をせず請求を棄却している。